

# 第1章 計画の概要



## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

介護が必要な高齢者等を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成12年(2000年)に創設されてから、21年が経過しました。この間、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数は増加を続け、介護保険制度は高齢者の生活を支えるうえで不可欠なものとなっています。

こうした中、国においては、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要が増加するといわれる令和7年(2025年)を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできたほか、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護の受け皿整備、介護人材確保対策等の総合的な対策に取り組んできました。このことに関しては、本市においても、第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第7期計画」という。)に反映させて取り組んできたところです。また、令和7年(2025年)のさらにその先を展望すると、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、全国的に介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加するものと見込まれており、介護需要が増すだけでなく、生産年齢人口の減少により、介護人材不足がより顕著になることが予想されます。

事実、本市における高齢化率は、令和2年(2020年)10月1日時点で25.2%となっており、高齢者が占める割合は、今や4人に1人に達していることから、今後、介護需要は一層増すものと見込まれています。

介護保険制度は、介護予防・健康づくりの一層の推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進に加え、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点からも見直しを進めることが求められており、こうした点も踏まえ、計画策定を行う必要があります。

### (2) 計画策定の趣旨

本市では、平成30年(2018年)3月に第7期計画を策定し、「自立支援」「参加型福祉」といった基本理念のもと、5つの主要施策、計84の事業を展開してきました。

このたび、第7期計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの施策の実施状況や新たな課題、介護保険制度改正の内容等を踏まえて、間近に迫った2025年やその先の2040年を見据えた中長期的な視点に立った「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)を策定します。

◇「地域包括ケアシステム」とは：

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域（や住まい）において、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

こうした仕組みを、「日常生活圏域」（本市の場合は、13の行政区になります。）において構築することを目指しています。

本市では、各地区を担当する「地域包括支援センター」を12カ所設置しており、民生委員・児童委員や自治会等と連携して、高齢者の見守り活動にあたるほか、越谷市医師会に設置された「越谷市医療と介護の連携窓口」等が、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない医療と介護サービスの提供に努めています。

また、平成26年に介護保険法等が改正され、「地域包括ケアシステムの強化」として、介護予防や日常生活支援における地域住民の方々の参加が求められています。

【地域包括ケアシステムの姿】



進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」

植木鉢の絵は、ある一人の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構成要素を示すものとして提示されています。地域住民が抱える課題によって「医療・看護」の葉が大きく表現され、「保健・福祉」が小さい葉として表現される場合もあれば、「介護・リハビリテーション」と「すまい」が大きく表現される場合もあります。

地域の中に多数の植木鉢が存在し、それぞれの住民ニーズにあった資源を適切に組み合わせ、様々な支援やサービスが有機的な連携のもと、一体的に提供される体制が担保されてはじめて、「住み慣れた地域での生活を継続する未来が可能になる。」というものです。

【地域包括ケアシステムの姿】挿絵の出典

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 計画の法的性格

第8期計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すために策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づくものであり、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護にかかる保険給付を円滑に実施するために策定するものです。

そして、老人福祉法及び介護保険法は、この「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものと規定しています。第8期計画は、このことを踏まえ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

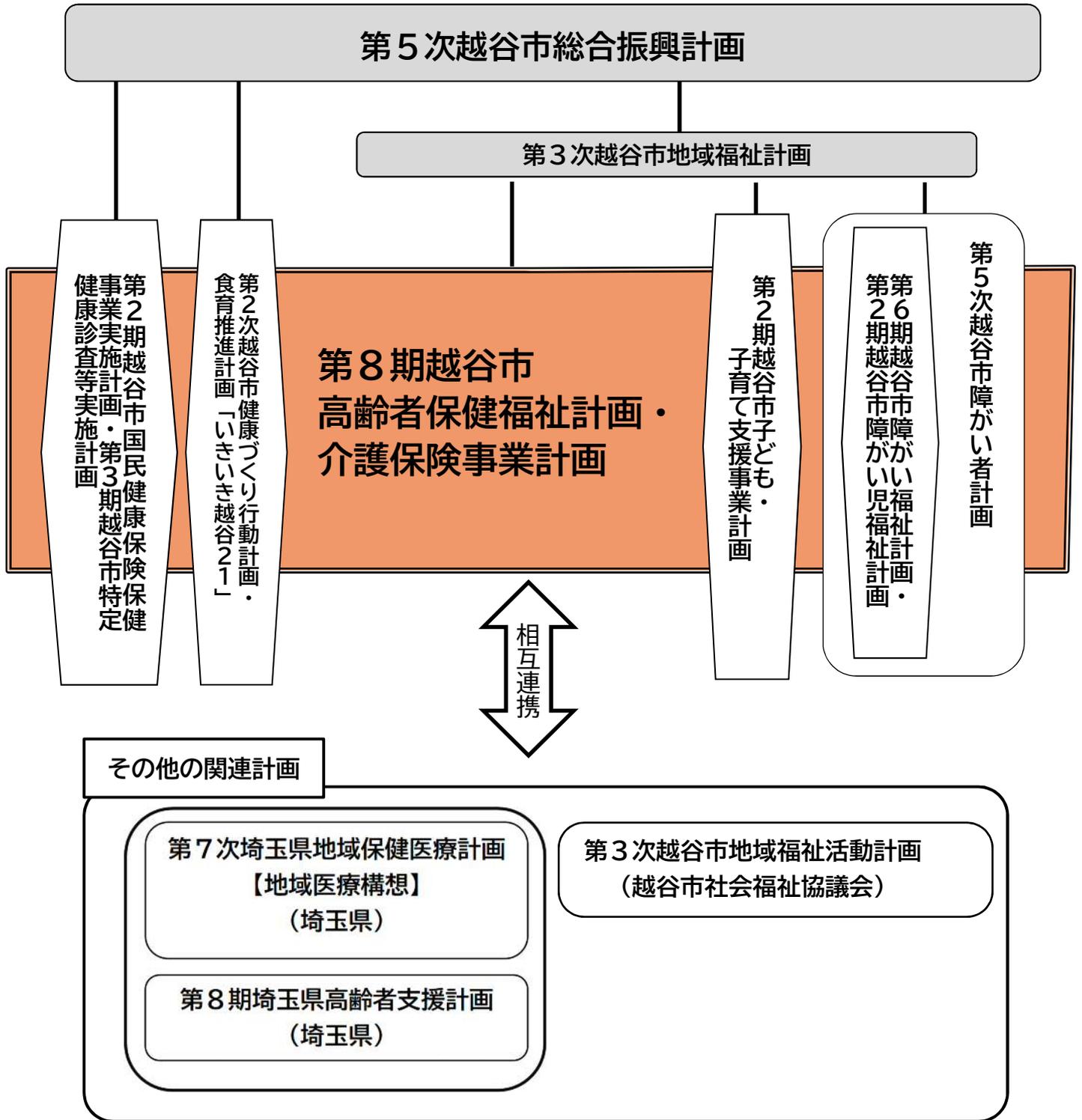
### (2) 計画の位置づけ（本市の他の計画との関係など）

第8期計画は、介護保険法の規定に基づいて厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和3年厚生労働省告示第29号）を踏まえて策定しました。

また、本市の市政運営の根幹を成す「第5次越谷市総合振興計画」、及び地域福祉の推進の基本となる「第3次越谷市地域福祉計画」は、第8期計画の上位計画であり、策定期が重複することから、これらの計画との整合性を図るほか、埼玉県により同時並行で策定される「埼玉県高齢者支援計画」（第8期）、及び埼玉県が策定した「第7次埼玉県地域保健医療計画」内の「地域医療構想」との整合性も図っていきます。

このほか、「第5次越谷市障がい者計画」「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」「第3期越谷市特定健康診査等実施計画」など、本市の福祉・保健分野の関連計画との整合性、さらには、「第3次越谷市地域福祉計画」と同様に、越谷市社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として策定する「第3次越谷市地域福祉活動計画」とも連携のとれた計画として策定します。

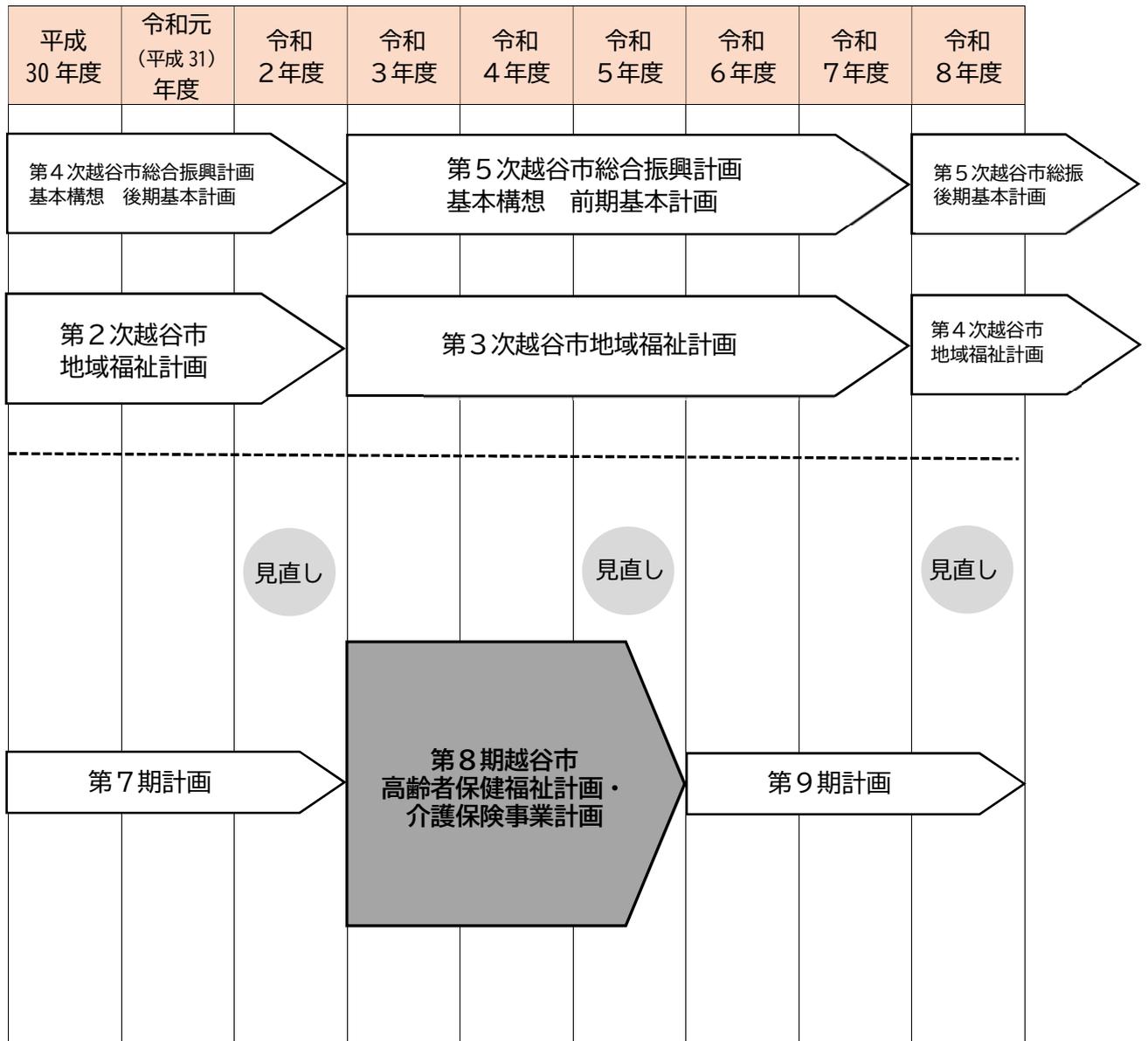
計画の位置づけ



### 3 計画の期間

第8期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

また、第8期計画では、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）の状況を念頭に、計画期間の先の年度のサービス見込み量についても勘案するものとします。



## 4 計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標

### (1) 計画の基本理念

第8期計画の上位計画である、第5次越谷市総合振興計画では、まちづくりの理念として、「人間尊重」と「市民主権」を、第3次越谷市地域福祉計画では、基本理念として「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」と掲げています。また、これまで第1期から第7期の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、同一の基本理念を掲げてきました。このことを踏まえ、本計画でも、これまでの基本理念を継承し次のとおり定めます。

#### [計画の基本理念]

高齢者の「自立支援」

市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

### (2) 長寿福祉社会像

長寿福祉社会像に関しては、これまで平成12年（2000年）に策定した「第1期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」から「高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会」を掲げてきました。

このたびの第8期計画では、行政・政策の継続性等を尊重・重視しつつも、「第5次越谷市総合振興計画」における福祉分野の目標と整合性を図る観点から、次のとおり定め、市民・企業・行政がともに目指すべき方向として、取り組みを進めていきます。

#### [長寿福祉社会像]

高齢者が みんなとすこやかにいきいきと

住み続けられる 共生社会

### (3) 計画の基本目標

「団塊の世代」が75歳を迎える令和7年（2025年）、そして「団塊ジュニア世代」が65歳を迎える令和22年（2040年）は、わが国全体として介護の需要がピークを迎える時期に差しかかってくるものと予想されます。こうした中で、本市では高齢者の在宅生活を、住み慣れた地域全体で支えていく仕組みとして、地域包括ケアシステムの構築と推進に取り組んでまいりました。

平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、社会福祉法が改正され、地域住民と行政等が協働して、公的な支援と相まって地域や個人が抱える生活課題等を解決することができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。また、令和3年4月の社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・多様化するニーズに対応した包括的福祉サービスの提供体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施し、重層的に取り組むことで「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。

第8期計画は、本市における地域包括ケアシステムを深化・強化するとともに、地域共生社会の実現に向けた方向性・道程を示す計画で、そこには、市民と行政の協働による助け合いの仕組みづくりが不可欠です。こうしたことを踏まえ、第8期計画の基本目標を次のとおり定めます。

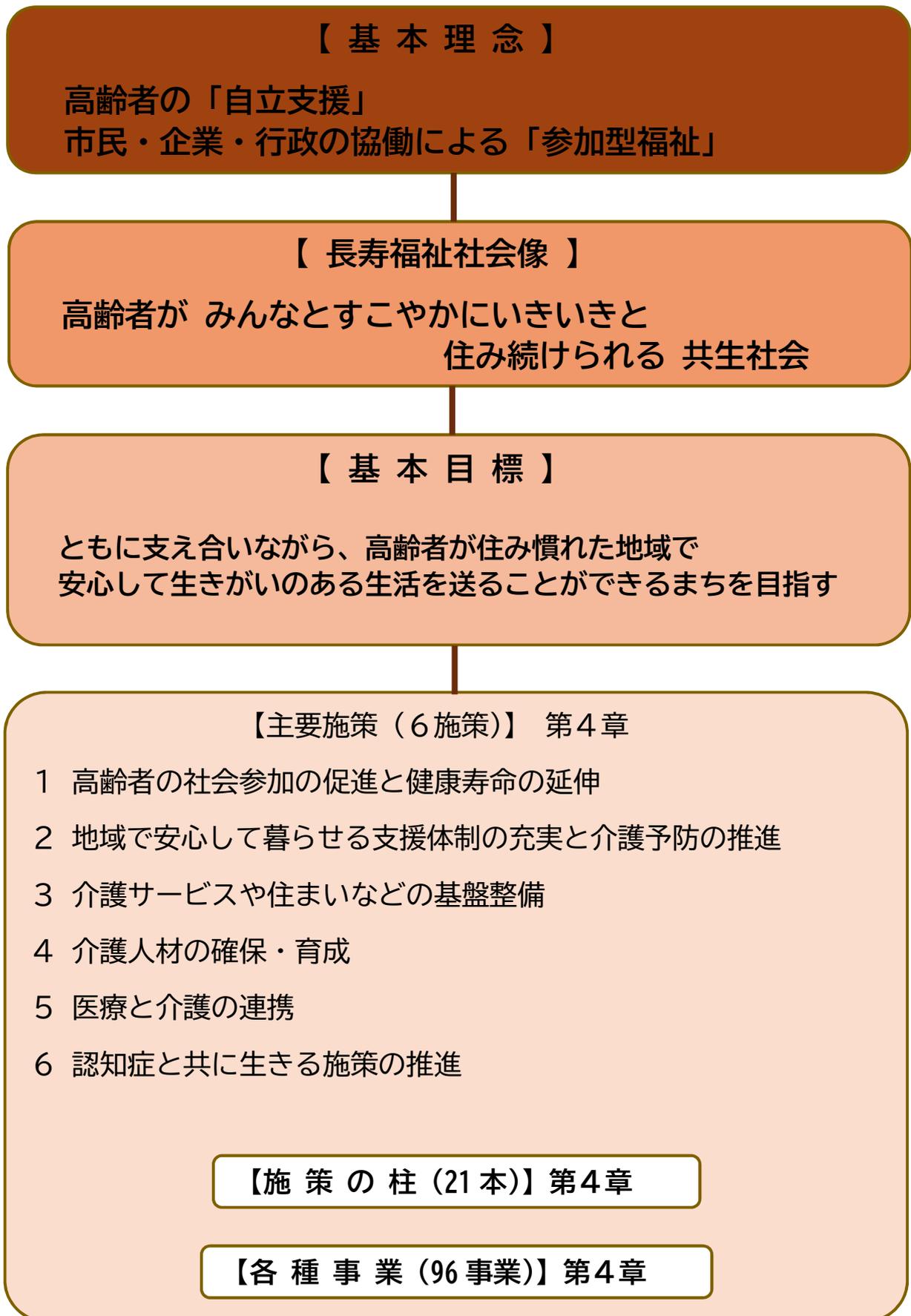
#### 【計画の基本目標】

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で  
安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す

#### ◇「地域共生社会」とは：

核家族化の進行等により、地域の中で孤立しがちで見守りが必要なのは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯ばかりでなく、認知症の方や障がいのある方と暮らす世帯、子育て中の世帯等も含まれます。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、また、困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。この「我が事・丸ごと」をキーワードに、地域における多様な世帯が相互に支え合う社会を、「地域共生社会」と呼んでいます。

## 第8期計画の体系図



## 5 計画の策定体制

### (1) 「越谷市介護保険運営協議会」等における検討

第8期計画の策定にあたっては、被保険者、介護サービス事業者、医療関係者、地域団体関係者、学識経験者等の代表で構成する「越谷市介護保険運営協議会」や「越谷市地域包括ケア推進協議会」において、本市の高齢者保健福祉を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を行うとともに、計画案の審議を行いました。

また、市の関係部署の職員で構成した「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」「同 作業部会」において、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取り組みの検討を行い、計画原案を作成しました。

### (2) 市民の意識・意見の把握と反映

第8期計画の策定に先立ち、高齢者保健福祉や介護保険制度に関する高齢者やその家族のニーズを把握するとともに、在宅介護の実態や高齢者の生活状況を把握するため、令和元年（2019年）12月から令和2年（2020年）1月にかけて「越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎調査」を実施しました。

また、計画の素案について、令和2年（2020年）11月24日から12月23日の期間に市のホームページに掲載するなどの方法で、内容を公表して意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民の皆様からご意見をいただきました。

計画の策定体制図

